10月

父母と学ぶ会だより

NO.１９研修報告号～H26 年１０月発行

障害者総合支援法における「障害支援区分」への見直し

障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わったため、「障害程度区分」も「障害支援区分」に変わりました。【平成２６年４月１日施行】（新たに区分判定を受ける方は、**障害支援区分**に変わります）今回はこの説明をします。まず、定義はこのように変わりました。

障害程度区分		障害支援区分
【定義】 障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すもの	→	【定義】 障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。

つまり「障害の程度（重さ）」ではなくて、支援の必要の度合いを総合的に判断することになりました。では、何故変える必要があったのでしょうか？それは、障害程度区分は、知的障害者及び精神障害者について一次判定で低く評価され、二次判定で引き上げられる割合が高いことから、障害の特性を反映するよう見直すべきではないか、との課題が指摘されたからです。パーセンテージで見ても明らかです。

＊二次判定で引き上げられた割合
（平成２２年１０月～平成２３年９月）身体：20.3%　知的 43.6%　精神 46.2%
（平成２３年１０月～平成２４年９月）身体 17.9%　知的 40.7%　精神 44.5%

そこで障害支援区分の新判定式では、障害程度区分の二次判定の結果を踏まえて、障害支援区分の一次判定に盛り込まれました。具体的に変更された障害支援区分の一次判定は次のようになりました。

調査項目の追加

健康・栄養管理	「体調を良好な状態に保つために必要な健康面・栄養面の支援」を評価
危険の認識	「危険や異常を認識し安全な行動を行えない場合の支援」を評価
読み書き	「文章を読むこと、書くことに関する支援」を評価
感覚過敏・感覚鈍麻	「発達障害等に伴い感覚が過度に敏感、過度に鈍くなることの有無」を確認
集団への不適応	「集団に適応できないことの有無やその頻度」を確認
多飲水・過飲水	「水中毒になる危険が生じるほどの多飲水・過飲水の有無やその頻度」を確認

調査項目の統合

上衣の着脱	洗身	調理	意思の伝達	独自の意思伝達	被害的	大声を出す
ｽﾞﾎﾞﾝ・ﾊﾟﾝﾂの着脱	入浴準備・後片付け	食事の配膳・下膳	指示への反応	説明の理解	疑い深く拒否的	通常と違う声
▼	▼	▼	▼		▼	▼
衣服の着脱	入浴	調理	ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ	説明の理解	被害的・拒否的	大声・奇声を出す

調査項目の削除

麻痺(5項目)･拘縮(6項目)	じょくそう以外の皮膚疾患	飲水	洗顔	整髪
つめ切り	毎日の日課の理解	生年月日をいう	短期記憶	自分の名前をいう
今の季節を理解	場所の理解	幻視幻聴	火の不始末	文字の視覚的認識

これに現在まで使われていたものを合わせて 80 項目になりました。（今までは 106 項目）

障害支援区分の認定調査項目（80項目）

1．移動や動作等に関連する項目（12項目）			
1－1　寝返り	1－2　起き上がり	1－3　座位保持	1－4　移乗
1－5　立ち上がり	1－6　両足での立位保持	1－7　片足での立位保持	1－8　歩行
1－9　移動	1－10　衣服の着脱	1－11　じょくそう	1－12　えん下

2．身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）			
2－1　食事	2－2　口腔清潔	2－3　入浴	2－4　排尿
2－5　排便	2－6　健康・栄養管理	2－7　薬の管理	2－8　金銭の管理
2－9　電話等の利用	2－10　日常の意思決定	2－11　危険の認識	2－12　調理
2－13　掃除	2－14　洗濯	2－15　買い物	2－16　交通手段の利用

3．意思疎通等に関連する項目（6項目）			
3－1　視力	3－2　聴力	3－3　コミュニケーション	3－4　説明の理解
3－5　読み書き	3－6　感覚過敏・感覚鈍麻	－	－

4．行動障害に関連する項目（34項目）				
4－1　被害的・拒否的	4－2　作話	4－3　感情が不安定	4－4　昼夜逆転	4－5　暴言暴行
4－6　同じ話をする	4－7　大声・奇声を出す	4－8　支援の拒否	4－9　徘徊	4－10　落ち着きがない
4－11　外出して戻れない	4－12　1人で出たがる	4－13　収集癖	4－14　物や衣類を壊す	4－15　不潔行為
4－16　異食行動	4－17　ひどい物忘れ	4－18　こだわり	4－19　多動・行動停止	4－20　不安定な行動
4－21　自らを傷つける行為	4－22　他人を傷つける行為	4－23　不適切な行為	4－24　突発的な行動	4－25　過食・反すう等
4－26　そう鬱状態	4－27　反復的行動	4－28　対人面の不安緊張	4－29　意欲が乏しい	4－30　話がまとまらない
4－31　集中力が続かない	4－32　自己の過大評価	4－33　集団への不適応	4－34　多飲水・過飲水	－

5．特別な医療に関連する項目（12項目）			
5－1　点滴の管理	5－2　中心静脈栄養	5－3　透析	5－4　ストーマの処置
5－5　酸素療法	5－6　レスピレーター	5－7　気管切開の処置	5－8　疼痛の看護
5－9　経管栄養	5－10　モニター測定	5－11　じょくそうの処置	5－12　カテーテル

　また、二次判定のみで行われた医師意見が障害者支援区分では、一次判定でも行われるようになりました。内容としては、てんかん、精神障害の機能評価、そして調査項目で削除された麻痺(5 項目)拘縮(6 項目)があります。ちなみに、二次判定ではこれらの項目を除いた医師意見書があります。分かりやすくしたものが下の図になります。

　細かい変更点はもう少しありますが、大きな変更点は今回記したようになっています。
また 2 年後に障害支援区分の検討をすることになっています。　　（文責　林祐太）